

会員各位

令和4年1月12日

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

神奈川県医師会が把握している新型コロナワクチン接種に 関する情報第1版について

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。
【こちらの件の問い合わせ先】鎌倉市医師会コロナウイルスワクチン予防接種担当 広崎 繁雄
TEL : 0467-22-1245 Mobile : 090-8476-1245 Mail to : kcma.yoboseshu@kcma.jp

神奈川県医師会
理事 笹生 正人

「神奈川県医師会が把握している新型コロナウイルスワクチン接種 に関する情報（第1版）」について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より本会事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスワクチンの追加接種が今月から開始され、8か月以上の経過を待たずに接種を行う「前倒し接種」も本格的に開始することになりました。

そこで、本会では、追加接種等に関するワクチン情報を会員へ発信するため、別添のとおり会員向け情報提供資料を作成いたしました。

今回お送りしたものは、本会が令和3年12月24日時点で把握している情報となりますが、今後、必要に応じて追記や変更等を加えて更新していく予定です。

なお、本資料データについては、本会ホームページの会員専用ページに掲載しておりますので、併せてご確認ください。

神奈川県医師会ホームページURL : <https://kanagawa-med.or.jp/>

お問い合わせ先

新型コロナワクチン接種チーム

県医師会健康医療課 石渡

横浜市中区富士見町3-1

TEL : 045(241)7000 FAX : 045(241)1464

E-mail : kansensho@kanagawa.med.or.jp



神奈川県医師会が把握している 新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報

(第1版)

神奈川県医師会

新型コロナウイルスワクチン接種チーム

令和3年12月24日（金）時点

※掲載内容は適時更新する予定ですが、最新情報などは別途報告する場合がございます。
※地域の具体的な接種体制やワクチン供給情報などは、各市町村にご確認ください。

目次

1. 追加接種(3回目)の基本的な考え方 (P. 3)
2. 追加接種の接種間隔に係る例外的な取扱い (P. 5)
3. ワクチンの取り扱い等 (P. 8)
4. 小児接種(5～11歳) (P. 13)
5. 接種券が届いていない対象者に対する追加接種の例外的な取扱い . . . (P. 15)
6. 費用請求・支払い方法(変更点の概要等) (P. 25)
7. 県が設置する大規模接種会場 (P. 32)

1-1. 追加接種（3回目）の基本的な考え方

- (1) 対象者は、初回接種（1・2回目）完了から、原則8か月以上経過した18歳以上の者となる。
（18歳以上の者が予防接種法上の特例臨時接種の対象）
- (2) 予防接種法上の特例臨時接種期間が令和4年9月30日まで延長され、追加接種の実施期間は以下のとおりとなった。
追加接種の実施期間：令和3年12月1日～令和4年9月30日
- (3) 初回接種の際の「医療従事者等への優先接種枠」という考え方はなく、すべての対象者が「住民接種」の扱いとなる。
しかし、初回接種は医療従事者から開始されたため、8か月の経過を最初に迎える者も医療従事者であることから、自動的に追加接種も医療従事者から開始されるという考え方。
- (4) 住民接種であるため、市町村が接種券の発行やワクワクチン配送（供給）調整などを行う（市町村事業）。
- (5) 初回接種から8か月経過した者の確認は、VRSや予防接種台帳からの抽出により行われるが、医療従事者の初回接種時はVRSが導入されていなかったため、接種費用の請求手続き等により把握されている。そのため、初回接種の接種費用の請求をしていない場合は、接種券が届かないことがあるため、その場合は当該市町村に今後の手続きについて確認する必要がある。

1-2. 追加接種（3回目）の基本的な考え方

(6) 初回接種に用いた種類にかかわらず、「mRNAワクチン」を用いることとなっているため、国内で使用するワクチンは、現在、薬事承認されているファイザーまたはモデルナとなる。

(7) 12/23時点で確定している、2種類のワクチンの供給量を考えた場合、初回接種と異なる種類のワクチンを使用すること（交互接種）が想定されている。
(1・2回目ファイザー、3回目がモデルナとなるケースなど)

(8) 以下の者は「初回接種に相当する注射を受けた者」として該当するが、国内承認済みのワクチン（ファイザー／モデルナ／アストラゼネカ）を接種している場合に限る。

- ① 海外在留邦人等向け新型コロナウイルスワクチン接種事業における2回の接種
- ② 在日米軍従業員接種における2回の接種
- ③ 製薬メーカーの治験等における2回の接種
- ④ 海外における2回の接種
- ⑤ 上記の他、市町村長が初回接種に相当する予防接種であると認めるもの

※ 追加接種では「医療従事者等への優先接種」の考え方はないが、令和3年10月に県が実施した「自院接種に関する意向調査」の結果に基づき、市町村から自院の医療従事者分のワクチンが供給される医療機関にはファイザーワクチンが供給される予定（第2クール分で終了）。

2-1. 追加接種の接種間隔に係る例外的な取扱い

- (1) 令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室 事務連絡 「新型コロナウイルスワクチンの追加接種の接種間隔に係る例外的取扱いについて」の概要

追加接種は、初回接種完了から原則8か月以上の間隔において1回接種とされているが、以下の場合には、例外的に8か月以上の間隔をおかずに実施して差し支えない。
ただし、これは、市町村が都道府県を通じて、厚生労働省に相談したうえで実施することとなっており、医療機関等の独自の判断で行うものではない。

(初回接種完了から6か月以上の間隔は必要)

- | | |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 医療機関等（医療機関、高齢者施設等）においてクラスターが発生した場合に、当該医療機関等の入院患者、入所施設利用者、通所施設利用者及び当該医療機関等で従事する者であって、感染拡大防止を図る観点から必要な範囲のものに接種する場合。 |
| ② | 同一の保健所管内の複数の医療機関等でクラスターが発生した場合に、当該医療機関等の所在する保健所管内の医療機関等の入院患者、入所施設利用者、通所施設利用者及び当該医療機関等で業務に従事する者であって、感染拡大防止を図る観点から必要な範囲のものに接種する場合。 |

新たな変異株の発生等を踏まえ、次頁の内容に改めて整理された(R3.12.17)

2-2. 追加接種の接種間隔に係る例外的な取扱い

(2) 令和3年12月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室 事務連絡
「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナウイルスの追加接種を実施する
場合の考え方について」の概要

新たな変異株の発生等の状況を踏まえ、クラスター発生の場合に限らず、初回接種完了から8か月
以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合は接種対象者当りについて以下のとおり整理された。
(初回接種完了から6か月以上の間隔は必要)

◎対象者(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(自治体向け)(第6版)P.17~22表1・2・3参照)

- ①医療従事者等
- ②高齢者施設等の入所者及び従事者
- ③通所サービス事業所の利用者及び従事者
- ④病院又は有床診療所の入院患者

◎実施手順

- ①医療従事者等への接種及び重症化リスクの高い入所者が多い高齢者施設等における接種を優先すること
- ②初回接種の完了から6か月以上の間隔において実施すること
- ③実施時までに接種券が届いていない場合は、「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して
新型コロナウイルス追加接種を実施すること (P.15~24参照)

◎その他の高齢者に対しては、令和4年2月以降、初回接種の完了から7か月以上経過した後に実施ができる



これにより、例外的な接種を実施する際の厚生労働省の事前承認は必要なくなったが、
県は上記の内容を踏まえて、次頁のとおり基本方針を定めた(R3.12.21)

2-3. 追加接種の接種間隔に係る例外的な取扱い

(3) 令和3年12月21日付け神奈川県健康医療局医療危機対策本部室 事務連絡「追加接種における例外的接種（前倒し接種）に係る基本方針について」の概要

県では、国の考え方を前提としつつも、12月16日開催の感染症対策協議会での議論を踏まえ、本県における前倒し接種（8か月未満）について、以下のとおり基本方針を定め、市町村へ連絡した。
なお、ワクチンの保有状況を踏まえ、前倒し接種の対象となる「医療従事者等」の範囲を、高齢者施設等の入所者への接種を行う従事者に限定された。（初回接種完了から6か月以上の間隔は必要）

◎対象者（優先順位①→②→③→④）

- ①特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設の入所者及び従業員、医療従事者
- ②その他高齢者施設入所者及び従事者
- ③通所サービス事業所の利用者及び従事者
- ④病院または有床診療所の入院患者

※上記①の4施設の入所者及び従業員と前倒し接種担当医療従事者等を最優先とする。

◎使用ワクチン

原則としてモデルナを活用。必要に応じてファイザーを使用しても差し支えない。

※当面の間、保有するワクチン量の範囲内で実施することとし、モデルナは、県大規模接種会場から市町村へ分配する。
（当面は初回接種で余剰となったワクチンを活用することとなる）

◎開始時期

接種体制が整い次第、順次開始する。



12/23時点においては、本県における例外的接種（前倒し接種）は、本事務連絡の内容を基本として実施される予定
（具体的な実施方法は市町村に確認する必要あり）

3-1. ワクチンの取扱い等

(1) ファイザー（12歳以上）

① 12歳以上用ワクチンは、初回接種用と追加接種用に違いはないため、保存方法、希釈方法および接種量は同様の扱いである。
 そのため、初回又は追加接種のどちらにも使用しても差し支えないとされている。

② **小児用（5～11歳）と12歳以上用は、取り扱いが異なることから、別種類のワクチンとして取り扱う。**

	対象者	接種間隔	接種量/回	小分 配送	採取数 /バイアル	バイアル数 /箱	保存方法
初回接種	満12歳以上	3週間	0.3 mL (0.45mLの薬液を1.8mL の生理食塩液で希釈)	可	6回分	195 V	<ul style="list-style-type: none"> -2～8℃：1か月保存可能(再凍結不可) -25～-15℃：14日間保存可能 (1回に限り-90～-60℃に戻して保存可能) -90～-60℃：ワクチンの有効期限 (製造時から9か月)
追加接種	満18歳以上	8か月					

● 12歳以上用ファイザーのワクチンキャップは紫色

3-2. ワクチンの取扱い等

(2) 武田／モデルナ

初回接種用と追加接種用のワクチンに違いはないため、初回又は追加接種のどちらにも使用しても差し支えないとされているが、**接種量等に以下のとおり違いがある。**

① (接種量) 初回：0.5mL / 追加：0.25mL

(採取数/V) 初回：10回分 / 追加：15回分以上 (栓への20回を超える穿刺を行わないこと)

(小分配送) 初回：不可 / 追加：可 (接種施設間の融通も可)

② 初回接種時は主に大規模接種又は職域接種にて使用されていたが、追加接種ではそれらに加え、個別接種も実施される。

③ 令和3年12月に、販売名が「COVID-19ワクチンモデルナ筋注」から「**スパイクバックス筋注**」に変更された。

	対象者	接種間隔	接種量/回	小分配送	採取数/バイル	バイル数/箱	保存方法
初回接種	満12歳以上	4週間	0.5 mL	不可	10回分	10 V	・2～8℃：30日間保存可能 ・-20℃±5℃： ワクチンの有効期限(製造時から9か月)
追加接種	満18歳以上	8か月	0.25 mL	可	15回分以上 (16回以上採取可)		

●モデルナのワクチンキャップは**赤色**

3-3. ワクチンの取扱い等

1つの接種会場で複数種類のワクチンを取り扱うこと

基本的な考え方

- 1つの接種会場（医療機関）で複数種類の新型コロナウイルスワクチンを取り扱うことを可能とする。
- 複数種類のワクチンを1つの会場で行う場合には、種類が異なるワクチンを混同しないよう、明確に区分した管理を行うこと。特に小規模の会場（医療機関）を念頭に、「明確な区分」の要件も合理化。

複数種類のワクチン取扱いに関する新しいルール（予定）

- 1会場で複数種類のワクチンを取り扱うことについては、従来限定的に認めていたが、今後、各ワクチンの接種や管理、運用等について、以下のとおり明確に区分した上で、幅広く認めることとする予定。
 - 複数種類の新型コロナウイルスワクチンの接種を混同しないよう、**ワクチンごとに接種日時や接種を行う場所を明確に分けること。**
 - ※ 小規模の会場（医療機関）を念頭に、**2種分けた必要とは必須としは**ないが、時間的または空間的な区分は必要。
 - ※ 同一の冷庫庫・冷凍庫内において複数種類の新型コロナウイルスワクチンを保管する場合は、**容器・設置を明確に分けること。**
 - ※ 小規模の会場（医療機関）を念頭に、**冷蔵庫を分けることとは必須としは**ないが、庫内の容器等は明確な区分が必要。
 - 新型コロナウイルスワクチンの管理については、接種者での確認を徹底するとともに、**接種記録簿・物品を区分し、責任者・担当者**を置くこと。

現行ルール

	ファイザー（大人）	武田/モデルナ	アストラゼネカ
ファイザー（大人）	△	○	○
武田/モデルナ	△	○	○
アストラゼネカ	○	○	○

新ルール（予定）

	ファイザー（大人）	武田/モデルナ	ファイザー（小児）
ファイザー（大人）	○	○	○
武田/モデルナ	○	○	○
アストラゼネカ	○	○	○
ファイザー（小児）	○	○	○

○：各会場（医療機関）で上記に記した明確な区分管理を前段に可
 △：ファイザー社ワクチンで接種している医療機関が明確な区分管理を実施する場合や、大規模会場でのワクチン切替えといった限定的な場合に、ワクチンで明確に区分管理（別の冷庫庫で併存するなど）することを前段に可

19

注意

ファイザー社ワクチンと武田/モデルナ社ワクチンの取り違い注意

複数種類を扱うときに
間違いを防止するポイント

- 複数種類の新型コロナウイルスワクチンの接種を混同しないよう、ワクチンごとに接種日時や接種を行う場所を明確に分ける
- 同一の冷庫庫・冷凍庫内で保管する場合は、**容器・設置を明確に分ける**
- 接種者での確認を徹底するとともに、**接種記録簿・物品を区分し、管理の責任者・担当者を置く**

販売名	ファイザー社ワクチン	武田/モデルナ社ワクチン
ワクチンキャップの色	紫 ●	赤 ●
生理食塩液による希釈	必要	不要
1回あたりの接種量	希釈後のものを 0.3mL	1、2回目接種 0.5mL 3回目接種 0.25mL

3-4. ワクチンの取扱い等

海外で新型コロナウイルスワクチンを接種した者の取扱いについて

海外・国内での接種を問わず、国内承認済みのワクチン（ファイザー社、武田/モデルナ社、アストラゼネカ社）の接種済回数に応じて、機械的に国内における残りの接種回数を決定することとする。

残り回数の考え方

	海外（※1）	国内初回接種	国内追加接種
海外で国内承認ワクチンを2回接種	① ②		③
海外で国内承認ワクチンを1回接種	①	②（※2）	③
海外で国内未承認ワクチンを2回接種	① ②	① ②（※3）	③
海外で国内未承認ワクチンを1回接種	①	① ②（※3）	③

- ※1 海外での接種回数（国内での残り接種回数）は、本人の申告に基づいてカウントする。
- ※2 海外で国内承認ワクチンを1回接種しているケースにおいて、本人又はその保護者から、**国内承認ワクチンの接種が2回目である旨の申出があった場合には、2回目の接種券を使用する。**
- ・特段の申出がない場合は、**1回目の接種券を使用する。**

※3 医師から国内承認ワクチンと未承認ワクチンの交互接種に係る安全性等の科学的知見がないことを説明。

3-5. ワクチンの取扱い等

新型コロナウイルスワクチンの特性

	ファイザー社 (12歳以上)	ファイザー社 (5～11歳)	武田/モデルナ社	アストラゼネカ社	武田社 (ノババックス社)
接種回数 (接種間隔)	2回 (21日間隔) -75°C±15°C: 9か月 -20°C±5°C: 14日 ※なお、1回に限り、再度-90～-80°Cに戻し保存することができ。 2～8°C: 1か月	2回 (21日間隔) -75°C±15°C: 6か月 2～8°C: 10週間	2回 (28日間隔) -20°C±5°C: 9か月 2～8°C: 30日 ※9か月の有効期間中に戻る	2回 (4週～12週間隔) 2～8°C: 6か月	2回 (21日間隔) 2～8°C
保管温度					
1バイアルの単位	6回分/バイアル (特殊な針・シリンジ) 5回分/バイアル (一般的な針・シリンジ)	10回分/バイアル	(追加接種) 15回以上/バイアル (初回接種) 10回分/バイアル	10回分/バイアル	10回分/バイアル
最小流通単位 (一度に接種会場に配達される最小の数量)	195バイアル (特殊な針・シリンジを用いる場合は1,170回接種分、一般的な針・シリンジを用いる場合は875回接種分)	10バイアル (100回接種分)	10バイアル (100回接種分)	2バイアル (20回接種分) ※単位は100回接種分単位	1バイアル (10回接種分) ※最小流通単位は接種単位
希釈	1.8mLで希釈 冷蔵庫で解凍する場合は、1か月以内に行う 室温で解凍する場合は、解凍及び希釈を2時間以内に行う	1.3mLで希釈 冷蔵庫で解凍する場合は、冷蔵庫で10週間。使用前、室温で24時間(希釈後は12時間以内)室温で解凍する場合は、24時間(希釈後は12時間以内)	希釈不要 (一度針をさしたものを以降) 2～25°Cで6時間(解凍後の再凍結は不可)	希釈不要	希釈不要
備考					

ファイザー社(5～11歳)と武田社(ノババックス社)については、添付書類があり、全て予定の情報です。

4-1. 小児接種（5～11歳）

※薬事承認前のため、以下の内容は予定

- (1) 11月10日にファイザー社から5-11歳の小児を対象とする新型コロナウイルスの使用に関する薬事申請がなされた。12歳未満の小児のワクチン接種に関しては、今後議論を進めていく予定。
- (2) 薬事承認に至った場合には、予防接種法関係の法令改正等を経て、令和4年3月頃から小児を対象とした接種が可能となる見込み。
- (3) 1医療機関で複数ワクチンを取り扱うことが容認されているが、12歳以上用と小児用で取り扱いルールが異なるため、別の新型コロナウイルスとして明確に区別して扱う。
- (4) 接種回数は2回、接種間隔は21日間（3週間）の予定。
- (5) 学校集団接種は現時点では推奨しない。

	対象者	接種間隔	接種量/回	小分配送	採取数/バイアル	バイアル数/箱	保存方法
小児接種	5～11歳	3週間	0.2 mL <small>(1.3mLの薬液に1.3mLの生理食塩液で希釈)</small>	可	10回分	10 V	<ul style="list-style-type: none"> ● 2～8℃：10週間保存可能（再凍結不可） ● -90～-60℃： ワクチンの有効期限（製造時から6か月）
<p>● 小児用ファイザーのワクチンキャップはオレンジ</p>							

4-2. 小児接種（5～11歳）

小児用（5～11歳用）ファイザー社ワクチンの特性について

※薬事承認前であり、
全て予定の接種です。

5～11歳用のファイザー社ワクチンは、12歳以上用の（既存の）ファイザー社ワクチンとは濃度や用量が異なります。5～11歳の方には、必ず5～11歳用のワクチンを使用してください。

5～11歳用ファイザー社ワクチンの特性

ファイザー社からの配送単位 10バイアル/箱

ファイザー社からの配送温度 原則として-90℃～-60℃

2～-8℃	10週間保存可能、再凍結不可
-90℃～-60℃	ワクチンの有効期間（製造時から6か月）

保存方法と有効期間
室温（30℃を超えない）で解凍する場合は、希釈前12時間の保存が可能
希釈後は2～30℃で12時間の保存が可能
小分けの移送時には、-90℃～-60℃か2～8℃の温度にしてください

採取回数
10回/バイアル
残液が少量ない針付きシリンジ（針は27G・5/8 inch）を供給します

希釈が必要（1.3mLの薬液を1.3mLの生理食塩液で希釈）

1回当たり0.2mLを接種します

小分けルールは12歳以上用の薬剤と同様

5～11歳用ワクチン

針付きシリンジ



ファイザー社
（及び配送委託業者）

配送先施設

地域担当部

59

小児用（5～11歳）ファイザー社ワクチンの取扱い

基本的な考え方

- 小児への接種についても、①1機間で複数ワクチンを取り扱うことを許容するほか、②12歳以上と同様に小児用ワクチンを取り扱う医療機関での小分け配送が可能。
- 12歳以上用と小児用で取扱いルールが異なることから、別機種のワクチンとして扱う。複数ワクチンを取り扱う場合には、混同しないような接種体制が必要

① 1機複数ワクチンの取扱の登録

- 各ワクチンの接種や管理、運用等について、以下のとおり明確に区分した上で、1台場で複数種類のワクチンを取り扱うことを許容。ファイザー社ワクチンでも小児用と12歳以上用は取扱いが異なることから別種類のワクチン扱いであることを注意。
- 複数種類の新型コロナウイルスの接種を混同しないよう、**ワクチンごとに異なる日誌や記録を行う別冊を明確に分けること。**
- 同一の冷蔵庫・冷凍庫内において複数種類の新型コロナウイルスを保管する場合には、**登録・管理を明確に分けること。**
- 新型コロナウイルスの管理については、**施設を徹底するとともに、接種記録員・物品を区分し、責任者・担当者を置くこと。**

同一の会場でファイザー社（小児）と同時取扱い可能なワクチン

	新しく使うもの	会場ですでに使っていたもの
1	ファイザー社（小児）	ファイザー社（大人）（初回・追加）
2	ファイザー社（小児）	武田/モチルナ社（初回・追加）
3	ファイザー社（小児）	アストラゼネカ社

② 小児用ワクチンの接種体制の準備

- 2022年1月から小児用ワクチンを始め1億2千万回分をファイザー社から供給する契約を締結していることから、早ければ2022年2月頃から小児への接種を開始する可能性。
- ファイザー社から各医療機関（接種会場）に原則-90℃～-60℃で小児用ワクチンを配送。2～8℃で10週間の保存が可能であり、超低温冷凍庫は必須としない。医療用冷蔵庫での保管も現実的。
- 同一冷蔵庫等で小児用のファイザー社ワクチンとほかのワクチンを保管することも可。キヤップの色が異なるので目印とするほか、庫内で混同しないよう容器を分けるなど工夫が必要。
- 12歳以上の場合と同様に小分けが可能。小児への接種を行う会場の移送は行って差し支えないが、12歳以上の場合と異なり、-15℃～-60℃での移送は不可。
- 小児への接種であることを読み、通常の副反応対応に加え、入院が必要になった場合等に適切な対応をとれる体制が必要60

5-1. 接種券が届いていない対象者に対する追加接種の例外的な取扱い

- (1) 令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室 事務連絡 「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナウイルス追加接種を実施する際の事務運用について」の概要

追加接種の接種券（一体型予診票）は、市町村が初回接種完了から原則8か月以上経過した者に発行することとなり、基本的にはその接種券が届いてから、接種を受けることとなる。ただし、急遽接種を行う必要が生じた場合や手続きが間に合わず接種日までには接種券が届いていない場合などに、例外的に接種を実施する際の事務運用が示されている。

留意点 【接種対象者（8か月以上経過した者）に接種券が届いていない場合の対応】

- | | |
|---|--------------------------------------------------------------------------|
| ① | 接種券が届いていない追加接種対象者から接種希望があった場合にも、まずは市区町村への接種券発行申請を促す等、接種券を活用した接種実施を原則とする。 |
| ② | 接種券が届く前に追加接種を実施する場合には、医療機関と当該医療機関所在市区町村での相談等を経て実施する。 |

※ 予診票は、原則、新様式の「接種券一体型予診票」だが、自治体によっては、従来様式の「接種券兼接種済み証（シール型）」の場合がある（P.24参照）。

▶ 上記②により、実施するにあたっての事務運用は、P.16～24を参照

5-2. 接種券が届いていない対象者に対する追加接種の例外的な取扱い

具体的な事務運用（医療機関が行うこと）

(1) 接種当日

被接種者に対して以下の点を伝える。

- ・自治体から接種券が届いたら、速やかに当該接種券を持参すること
- ・接種当日に記入した予診票の内容を接種券一体型予診票に転記する作業を指示する可能性があること

接種券部分が印字されていない追加接種用の予診票を用いて、予診および接種を実施する。
この際、予診票には、接種券部分以外の必要事項はすべて記入し、ロット番号シール（1枚目）を貼付する。

接種後、予診票の写しにロット番号シール（2枚目）を貼付し、接種記録書と併せて、被接種者に交付する。

④ 記入が完了した予診票（原本）と残りのロット番号シールは、医療機関で保管する。

※ **ロット番号シール3枚のうち、当日は2枚を使用、1枚を保管することとなる。**

5-3. 接種券が届いていない対象者に対する追加接種の例外的な取扱い

接種券が届いていない追加接種対象者に対して接種を実施する場合の事務運用

(1) 接種当日の医療機関等の事務

① 接種券の持参を依頼



※後日、接種券の持参と転記作業が必要になる旨を予め説明。

② 予診・接種の実施



※接種券なしの予診票(A)に必要事項を記入
※1枚目のロット番号シールを貼付

③ 接種者に予診票の写し(B)を交付

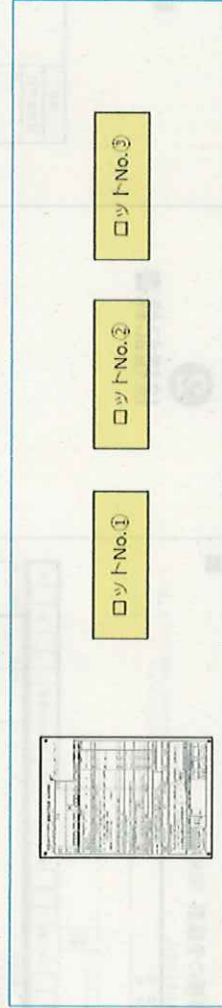


※予診票の写し(B)に2枚目のロット番号シールを貼付

④ 記入が完了した予診票(A)と残りのロット番号シールを保管



※最初に医療機関にある資材：接種券なしの予診票、ロット番号シール×3



5-5. 接種券が届いていない対象者に対する追加接種の例外的な取扱い

具体的な事務運用（被接種者・医療機関が行うこと）

(2) 接種券が届いた後（接種券一体型予診票の場合）

① 被接種者は、接種当日の予診票の記載内容（被接種者記入欄のみ）を新たに届いた「接種券一体型予診票」に転記する（併せて医療機関へ持参する）。

② 接種実施医療機関等は、被接種者が持参した「接種券一体型予診票」に、接種当日の予診票の記載内容（医師記入欄）を転記し、ロット番号シール（3枚目）を貼付する。
また、住所欄の右端に「(写)」と記入する。
(医師の指示のもと、医師以外の者も転記作業を実施できる)

③ 転記が完了した「接種券一体型予診票」を2部コピーし、1部は接種実施医療機関等にて保管、1部は被接種者に交付する。

④ 「接種券一体型予診票」の原本は、VRS読み取り等を実施後、市町村または国保連に提出し、費用請求を行う。

5-7. 接種券が届いていない対象者に対する追加接種の例外的な取扱い

具体的な事務運用（被接種者・医療機関が行うこと）

(3) 接種券が届いた後（接種券（兼）接種済証（シール型）の場合）

① 被接種者が持参した接種券（兼）接種済証の接種券シールを、医療機関で保管している接種当日の予診票に貼付する。

② その予診票のコピーにロット番号シール（3枚目）を貼付し、医療機関で保管する。

③ 「接種券一体型予診票」の原本は、VRS読み取り等を実施後、市町村または国保連に提出し、費用請求を行う。

※ 接種当日に残った3枚目のロット番号シールは、接種券が届いた後に使用する。

※ 予診票のコピーは原則5年間保存とする。

5-9. 接種券が届いていない対象者に対する追加接種の例外的な取扱い

接種券が届いていない追加接種対象者に対して接種を実施する場合の事務運用

(2) 後日、接種券が提出された際の医療機関等の事務

Z. 接種券が接種券一体型予診票(新様式)の場合

① 接種券に本人記入欄の転記を依頼

※接種券が接種当日記入した予診票(A)の内容を持参した接種券一体型予診票(C)に転記



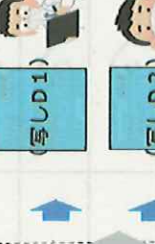
② 医師記入欄の転記及びロット番号シールの貼付

※保管していた3枚目のロット番号シールを貼付



③ 接種券一体型予診票(C)の写しを2部(D1,D2)発行(任意)

※1部は医療機関、1部は被接種者が保管



④ 転記が完了した接種券一体型予診票(C)を市町村又は国保運に送付

※1部は医療機関、1部は被接種者が保管



Y. 接種券が接種券(兼)接種済証(シール型)の場合

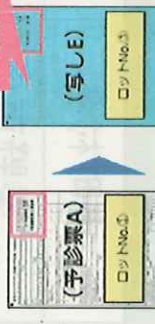
① 接種券シールを回収し、接種当日に記入した予診票(A)に貼付

※接種券が接種当日記入した予診票(A)の内容を持参した接種券(兼)接種済証(シール型)に貼付



② 予診票(A)の写し(E)を作成、保管

※診券録として5年保存



③ 接種券シール貼付後の予診票(A)を市町村又は国保運に送付

※1部は医療機関、1部は被接種者が保管



※予診票の写しに3枚目のロット番号シールを貼付

5-10. 接種券が届いていない対象者に対する追加接種の例外的な取扱い

(参考) 接種券の種類【県内市町村別】

市町村名	種類	市町村名	種類	市町村名	種類
横浜市	シール型	秦野市	シール型	二宮町	一体型
川崎市	シール型	厚木市	シール型	中井町	一体型
相模原市	シール型	大和市	シール型	大井町	一体型
横須賀市	シール型	伊勢原市	シール型	松田町	一体型
平塚市	シール型	海老名市	シール型	山北町	一体型
鎌倉市	シール型	座間市	シール型	開成町	一体型
藤沢市	シール型	南足柄市	シール型	箱根町	一体型
小田原市	シール型	綾瀬市	シール型	真鶴町	一体型
茅ヶ崎市	シール型	葉山町	一体型	湯河原町	一体型
逗子市	一体型	寒川市	一体型	愛川町	一体型
三浦市	一体型	大磯町	一体型	清川村	一体型

令和3年12月23日時点

6-1. 費用請求・支払い方法（変更点の概要等）

従来	初回接種では、医療機関所在地と同じ市区町村に居住する者の接種費用については、当該市区町村へ、それ以外は国保連合会へ請求していた。 また、時間外・休日加算については、医療機関所在地の市区町村に別途請求した。
変更後 R3.12～	令和3年12月接種分からは、1・2回目と3回目の接種にかかわらず、該当市区町村又は国保連合会に対し、接種費用の請求と一体的に時間外・休日加算分も請求することとなった。そのため、1・2回目接種分の予診票を変更し、時間外、休日加算分と接種費用を一体的に請求する。

※12月1日以降の初回接種では、被接種者が持参した予診票が旧様式であった場合でも、新様式の予診票にて接種することが基本となる。

【補足】医療機関が旧様式の予診票を用いて費用請求する場合の留意点

①	時間外・休日加算と一体的に請求できないため、接種費用とは別に市区町村に請求することとなる。
②	時間外・休日加算の請求については、「新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業の請求について」(令和3年6月23日事務連絡)に基づく。
③	医療機関が所在する市区町村に対し、請求書及び実績報告書を提出し請求する。

6-2. 費用請求・支払い方法（変更点の概要等）

費用の請求・支払い ～接種費用、時間外・休日加算分～

- 1、2回目接種では、医療機関所在地と同じ市区町村に居住する者の接種費用については当該市区町村へ、それ以外は国保連合会へ請求している。また、時間外・休日加算については、医療機関所在地の市区町村に別途請求している。
- 12月接種分からは、該当市区町村又は国保連合会に対し、接種費用の請求と一体的に時間外・休日加算分も請求する。**1、2回目接種分についても、予診票を修正し、時間外、休日加算分と接種費用を一体的に請求する。**
- 医療機関等が、費用請求する先等は以下のとおり。

これまで（1、2回目接種）

接種票	請求費用	提出書類	請求先	備考
医療機関所在地と同じ市区町村に居住する者	接種費用	市区町村別請求書 予診票	市区町村	医療機関向け手引 等を参照
医療機関所在地と異なる市区町村に居住する者	接種費用	請求総括書 市区町村別請求書 予診票	国保連合会	医療機関向け手引 等を参照
全ての者	時間外・休日加算	請求書 実績報告	市区町村	令和3年9月23日付 け事務連絡参照

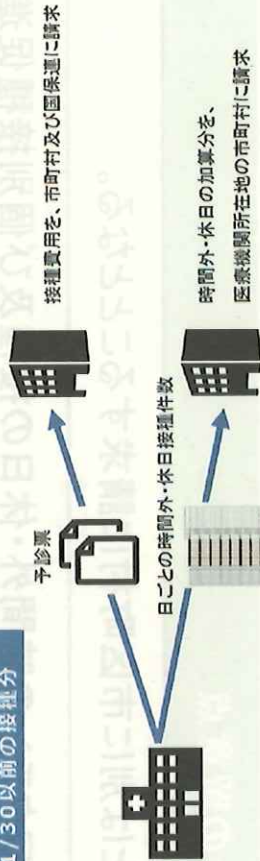
12月接種分から（1～3回目接種）

接種票	請求費用	提出書類	請求先	備考
医療機関所在地と同じ市区町村に居住する者	接種費用 時間外・休日加算	市区町村別請求書 接種券一体型予診票	市区町村	医療機関向け手引 等を参照
医療機関所在地と異なる市区町村に居住する者	接種費用 時間外・休日加算	請求総括書 市区町村別請求書 接種券一体型予診票	国保連合会	医療機関向け手引 等を参照

※医療機関等が旧予診票を使用した場合は、時間外・休日加算分の請求は市区町村に行う。

費用の請求・支払い ～予診票の旧様式から新様式への切り替えに伴う請求方法の変更～

11/30以前の接種分



12/1以降の接種分



6-3. 費用請求・支払い方法（変更点の概要等）

費用の請求・支払い ～新しい1、2回目予診票～

- 新しい1、2回目予診票は、追加接種用予診票の「追加接種用」を「1・2回目用」に変更するのみ。
- **令和3年12月1日から新しい予診票を使用する。**

新1・2回目用予診票

追加接種用予診票 (旧様式)

新型コロナウイルスワクチン接種の予約票 (追加接種用)

接種回数に応じ、「1」または「2」が印字

追加接種用予診票

追加接種用予診票 (旧様式)

新型コロナウイルスワクチン接種の予約票 (追加接種用)

接種回数に応じ、「1」または「2」が印字

費用の請求・支払い ～旧様式と新様式の違い～

旧様式

新型コロナウイルスワクチン接種の予約票

費用項目を別添

新様式

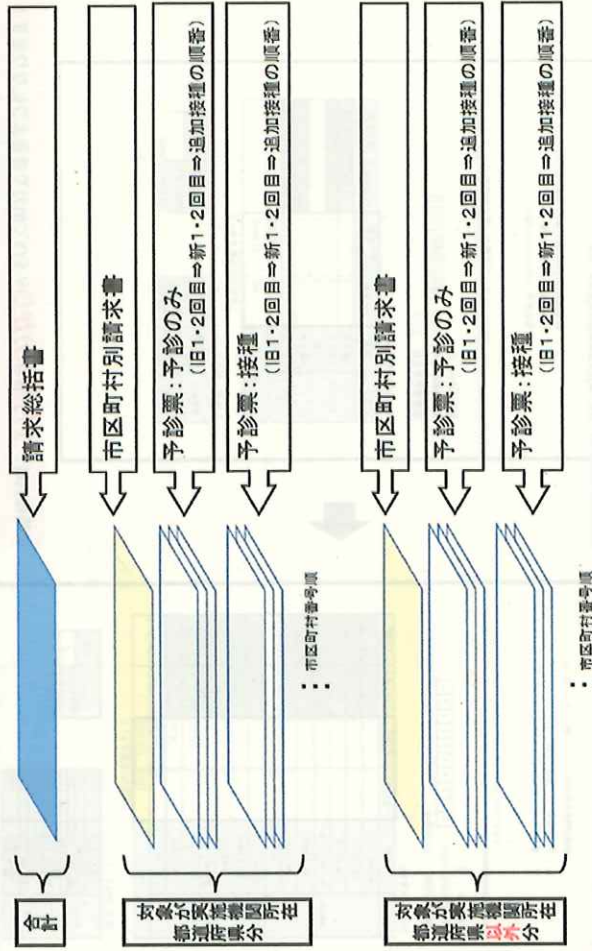
新型コロナウイルスワクチン接種の予約票 (追加接種用)

追加接種用

ネット情報を追加

6-6. 費用請求・支払い方法（変更点の概要等）

費用の請求・支払い
～医療機関等における国保連合会への請求時の編綴方法（追加接種開始以降）～



※国保連合会において、市区町村別請求書の請求件数と予診票の枚数を突き合わせる。

費用の請求・支払い

～医療機関等から時間外・休日加算の市区町村への請求方法（医療機関等が旧予診票で費用請求する場合）～

- 医療機関等において、旧予診票を用いて費用請求する場合は、時間外・休日加算と一体的に請求できないため、**差額費用とは別に市区町村に請求することとなる。**
- 時間外・休日加算の請求については、「新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業の請求について」（令和3年6月23日事務連絡）に基づく。
- 医療機関が所在する市区町村に対し、請求書及び実績報告書を提出し請求する。

請求方法

<請求先>

医療機関が所在する市区町村
(接種者の居住地に依らない)

<提出物>

①請求書

医療機関情報（名称、開設者氏名、診療時間等）、請求金額、振込口座情報等を記載

②実績報告書

請求金額の内訳として日ごとの実績等を記載

<請求書>

6-7. 費用請求・支払い方法（変更点の概要等）

費用の請求・支払い ～ 予診票の旧様式から新様式への切り替え～

- 11月30日以前の接種分については、旧様式を用い、12月1日以降の接種分については、新様式を用いてください。
- 12月1日以降に1、2回目接種を行う場合には、被接種者の持参した予診票が使用できない場合があります。

接種分	使用する予診票	請求書類提出日(※)	時間外・休日加算の請求先
11月30日以前の接種分	旧様式	12月10日	医療機関の所在する市町村
12月1日以降の接種分	新様式	1月11日	被接種者の住民票所在地

※ 独自の取り決めがある場合にはこの限りではない

12月1日以降に、1、2回目接種を行う場合には、予診票のチェック欄があるかを
確認してください

P.10・11・14・17・23・26～31の資料は、「第9回 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会 (R3.11.17)」より抜粋したものの、同説明会の資料は、厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルスに関する自治体向け通知・事務連絡等／自治体向け説明会）よりダウンロードできます。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html

7. 県が設置する大規模接種会場

(1) 初回接種 (新横浜国際ホテル マナーハウス (南館) : 横浜市港北区新横浜3-7-8)

ワクチン種類	接種対象者	接種期間	特設サイトURL (予約サイト)
モデルナ	満12歳以上の全ての県民	【1回目】 令和3年12月16日(木)、17日(金)、19日(日) 【2回目】 令和4年1月14日(金)、15日(土)、16日(日)	https://www.kanagawa-vaccine-yoyaku.com
アストラゼネカ	満40歳以上の全ての県民 (特に必要がある場合は18歳以上も可)	【1回目】 令和3年12月15日(水)、25日(土) 【2回目】 令和4年2月中に2日程度実施予定	https://www.kanagawa-az-vaccine-yoyaku.com

(2) 追加接種 (場所未定)

◎内容

県は、医療従事者等に対する追加接種(3回目接種)等を支援し、医療提供体制を維持するため、独自の集団接種会場を設置・運営する(令和4年2~3月)。

◎規模(予定)

医療従事者(1,000人/日、総計 40,000人を想定)

※例外的接種(前倒し接種)が開始されることに伴い、設置を早めることも検討しているとのこと。